

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年7月18日

香川県病院事業管理者 小出典男

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(自己啓発等休業) 第10条 管理者は、地方公務員法 <u>第26条の5</u> 第1項の規定により、自己啓発等休業を承認することができる。	(自己啓発等休業) 第10条 管理者は、地方公務員法 <u>第26条の5</u> の規定により、自己啓発等休業を承認することができる。
(配偶者同行休業) <u>第10条の2</u> 管理者は、地方公務員法 <u>第26条の6</u> 第1項の規定により、配偶者同行休業を承認することができる。	
(育児休業等) 第11条 略	(育児休業等) 第11条 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。